

I. GPA 制度とシラバスの充実

今、わが国の大学では単位の空洞化が問題になり、教育の質と厳密な成績評価の考え方に大きなパラダイムシフトが起きています。GPA は学期ごとに数値として計算され、成績の伸びや学修状況などを細かく客観的に判断することができます。学修の到達度を明確にすることで学生が主体的な学習意欲を向上させ、履修登録、予習・復習に真剣に取り組んでくれることが期待されます。また、厳格な成績評価に対する教員の意識を高めるなどの効果も期待され、教員による学習指導にも効果的に活用できます。教育の質の改善と卒業生の質の保証に対する社会的評価につながり、成績評価・学習指導の指標として GPA が有効に活用・定着することが期待されています。

これらが達成されるためには、シラバスの記載内容の充実とその忠実な実施、到達目標の明示とそれに基づく比較可能な評価とエビデンスの保管が保証されなければなりません。シラバスの整備と授業方法の改善については、(1)授業の目標を具体的に明示し、(2)その目標に到達するための方法を説明し、(3)到達度を評価する方法を具体的に示すことが望まれます。学生にとってシラバスは授業科目を選択するための重要な資料となることから、そのシラバスが不十分であったり、実際の授業と違っていたりするのは学生との契約違反に等しいとみなされます。

教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針や教育研究上の目的との整合性・一貫性を持っていなければなりません。学科構成員（非常勤講師を含め）のシラバスの記述に関し、学科長にある程度の責任をもっていただかなければ、シラバスはよくなりません。

シラバスの記述に際しては、以下の諸点を守り、国際的に通用するものになるよう心掛けてください。

- ・ 科目の目的と到達目標を具体的に明示し、目標達成のための方法を説明する。
- ・ 当該授業科目の教育課程における位置を示し、履修の前提条件および関連科目を記述する。（例えば、高校で生物を履修していない者は教育支援プログラム（生物）を受けておくこと。）
- ・ 15 週の学修内容を明確に記述し、準備学習の内容を具体的に指示する。
- ・ テキストおよび参考図書（最低 3 冊）の指示。
- ・ 成績評価の方法・基準を明示すること（後段、参照）。
- ・ その他、オフィスアワーを記載するなど、シラバスの実態が授業内容の概要を総覧する資料（コース・カタログ）と同等のものにとどまらないようにする。

II. 成績の評価方法及び基準について

- ① 成績評価は、授業の教育目標に対する学修者の到達度を見るものであり、シラバスに記載されている各科目の目標と評価方法および評価基準に基づき適正に行う。
- ② 成績評価は、授業形態（講義、実験、実習、演習、実技等）に応じた適切な評価方法に基づき行う。評価方法は、定期試験および小テスト、課題レポート、発表および討論、提出作品、授業への参加態度、予習復習などの自主的学修態度、出欠席の状況等、多様な要素を組み合わせを行い、授業終了時に行う最終評価（期末試験など）のみに偏重することのないようにする。

- ③ 評価は学期の途中でも行い、その結果をフィードバックすることによって学修者の目標への到達度を高めるよう配慮する。
- ④ クラス指定など学生に選択の余地のない同一科目については、評価方法と評価基準を統一する。
- ⑤ 学期ごと配布される全学生の GPA 分布、各授業科目の成績分布等の統計資料に基づき、各学科で成績評価の適正化について検討する。

Ⅲ. 教育支援プログラム

教育支援プログラムとは成績不振者に対する一連の対応を総称する言葉であって、その内容・授業科目等を表すものではありません。各学科には、必要に応じ、入学生に対する独自の補習科目および国家試験対策について履修方法（e-learning を含む）、単位の詳細を提示してもらいます。指導教員は、教科担当教員の指示に基づき当該学生とよく話し合い、プログラムのメニューを決め、学生の履修指導にあたることとします。

継続審議事項（学科等でもご検討ください。）

(1) 質の確保について

教科の担当教員は履修者に対しシラバスに記載した内容を忠実・適切に教授し、到達目標を達成するように指導する責任があることを再確認し、成績不振者に対しても最後まできめ細かな教育を行う。

- ① 成績表に出席回数を記入する。
- ② 「可」または「不可」と評価せざるを得ない学生に一定の条件下でアフターケアを行い、再試験を受けさせる。その際の評価は「保留」とし、GPA の対象としない。再試験等で成績が確定（最高点を「良」とする）した場合、次期の GPA に加える。
- ③ それでも合格点が取れない場合、担当教員は受けるべき教育支援プログラムの内容を指定し、担任・アドバイザーの指導にゆだねる。

(2) 最高履修単位 14 単位、最低履修単位 20 単位について

単位の実質化に向けて CAP が有効に機能するように設けた制度。最高履修単位 14 単位は、GPA2.00 未満が 3 期続いても 42 単位は取得でき、残りの 2 年間で卒業に必要な単位を十分に取得可能なので妥当な数値と思われるが、最低履修単位 20 単位については、各学科の履修モデルに基づき慎重に検討する必要がある。

(3) 学期 GPA 2.00 未満の学生数、3 学期連続 GPA2.00 未満の学生数

学生が指導教員とよく相談し慎重に履修登録を行い、「履修取消制度」を有効に活用し、単位の「保留」を認めてやれば、GPA はそれほど低くならないと思われるが、希望的観測でこの制度の導入を決めるわけにいかないため、過去のデータに基づきシミュレーションを実施し、慎重に決定する。

外国語学部 3 学科全員の 2008 年度卒業時の通算 GPA

人間科学部健康栄養学科全員の 2008 年度卒業時の通算 GPA

理学療法学科全員の 3 年次までの通算 GPA

作業療法学科全員の2年次までの通算 GPA

看護学科全員の1年次の通算 GPA

(4) 教育支援プログラムが進級制度に変わりうるか？

単位の空洞化が問題になっているときに、取得単位数で進級を差し止めるのはナンセンスである。とはいえ、教育支援プログラムの有効性が証明されているわけではないので、まず進級制度の実態調査を実施する。健康栄養学科の「臨地実習の履修要件」(2009 学生便覧、p.51)も GPA に統一すべきだと思うが、この点についても同様な検討が必要である。

IV. 教務課に新しく導入される履修支援ソフトのあらまし

(当日までに用意します。)

V. 指導教員制度について

本学では、学生と教員との人間的な触れ合いを深め、学生生活全般、修学及び進路等についての個別的指導を行って大学教育の効果を高めるために指導教員制度を設けています。

この制度は、外国語学部開設と同時に、教員が学生に対し4年間の修学及び学生生活全般について日常的に相談に応じ、助言を与える学生指導上のシステムとして導入されたもので、学生が入学時にアドバイザーを専任教員の中から主体的に選ぶという方式を取っています。人間科学部では1・2年次にクラス担任制が取り入れた関係から、クラス担任がアドバイザーを兼ね、3・4年次には専門科目の教員から修学、生活上の指導や助言を受けることになっています。

(1) 指導教員の委嘱

GPA の導入にともない指導教員の役割が質量ともに増え、指導・助言できる学生の数にもおのずと限界があります。それで指導教員は次のような委嘱制に変えることを提案します。

学科ごとに指導教員が対応できる学生数について審議し、学科長は専任教員の中から学生一人ひとりに指導教員を委嘱する。学生は入学時に指導教員を選ぶことができないが、1年を経過した後に入れ教員の承認があれば指導教員の変更を可能とする。ただし、指導教員ナシの状態は認められない。

(2) 指導教員の役割

指導教員は、担当の学生一人ひとりと4年間の学生生活を通じて人間的触れ合いを深め、修学および進路等についての個別に指導・助言を行い、大学の教育効果の向上に努める。

① 履修登録の承認

各学期の始めに学生の履修登録に指導・助言を行い、承認した履修登録票を教務課に提出させる。履修未登録による不利益(未登録学生はその学期の履修はできない)を周知させ、期限内の履修登録を徹底させるように努める。

② 履修登録科目の変更、取消の承認

- (a) 学生の「履修登録変更期間」(履修登録提出後2週間以内)に行われる履修登録科目の変更(削除・追加)に指導・助言を行い承認すること。
- (b) 「履修取消期間」(履修登録変更期間後4週間以内)に行う取消申請に承認を与えること。
この履修取消は、不適応科目によってGPAの低下をきたさないために設けられた制度。必修科目や免許・資格に関する科目の履修取消を行う場合には、再履修が必要であることを徹底してください。
- (c) 休学や病気欠席などのやむを得ない事由による登録取消申請を認める。

③ 成績不振者の指導

前学期のGPAが2.00未満となった学生は、履修登録できる単位数が14単位に制限され、教育支援プログラムの履修が義務づけられます。指導教員は、教科担当教員の指示に基づき当該学生とよく話し合い、プログラムの内容を決め、学生の履修状況の指導・監督に努めてください。2期連続してGPAが2.00未満の場合、父母をまじえた三者面談が義務づけられており、GPA2.00未満が3期連続、または通算で4期となった学生に対しては、学部長が退学を勧告することができるかと規定されています。

④ 身分移動に関する承認

学生の休学、退学、留学、転科等の身分移動に関して適切に指導・助言を行い、これらの願出を認めること。

⑤ 相談窓口への適切な取次ぎおよび緊急時の対応

心の健康に関する悩み、あるいは心理的問題を抱えていると思われる学生に対してはカウンセリングをすすめること。その他、必要に応じ関係部署(保健管理センター、カウンセラー、ハラスメント相談員、就職・進路支援センター等)への相談および取次ぎ等に関すること。また、緊急時における対応および学生の父母等との連絡に関することが挙げられます。

(3) 学生の成績確認と履修指導について

指導教員は教務課に新しく導入されるシステムのWeb成績照合機能により、指導学生に対して学期ごとに履修した授業科目の評定、単位数、GPA等の値を把握し、これらをもとに履修指導を行うこととします。この際、本マニュアルとともに学生便覧等を熟読し、教育課程についての理解を深めておく必要があります。また、シラバスも随時参照し、担当以外の授業科目の履修相談にあたっては、当該科目の目標や内容などの概要を承知した上で指導することが求められます。

実際の履修指導に際しては、まず、以下の点を中心に、各課程の定める履修基準の条件を満たしていることを確認してください。

- ① 各履修科目が、各課程の履修基準で定めている必修や選択の要件に合っているか。
- ② すでに単位を修得した授業科目と重複していないか
- ③ クラス指定がある科目は、正しいクラスであるか。
- ④ 履修単位数が、CAP単位数の範囲であるか。
- ⑤ 4年間の履修計画に基づく計画的な履修になっているか。

これらについて問題がないことを踏まえた上で、助言・指導をお願いします。前学期までの成績

が、各課程で定める基準と比べ著しく劣っている場合は、学生の成績や学修状況、将来的な志望等を考慮して、確実な修学成果が得られるように、履修科目の内容や単位数について、より踏み込んだ指導を行う必要があります。

指導にあたっては、単に学生を注意し叱責するのではなく、個々の事情を斟酌し、きめ細かな指導・助言をお願いします。学業成績は学生の生活状態を示す一つの大きな指標と言われます。成績に変化があったとき、特に著しい成績不振者には注意が必要です。問題があるときには、早めに対処するのが効果的です。なお、学生の相談や指導に際して、知りえたプライバシーに係わる情報については、守秘義務が発生しますので十分ご注意ください。